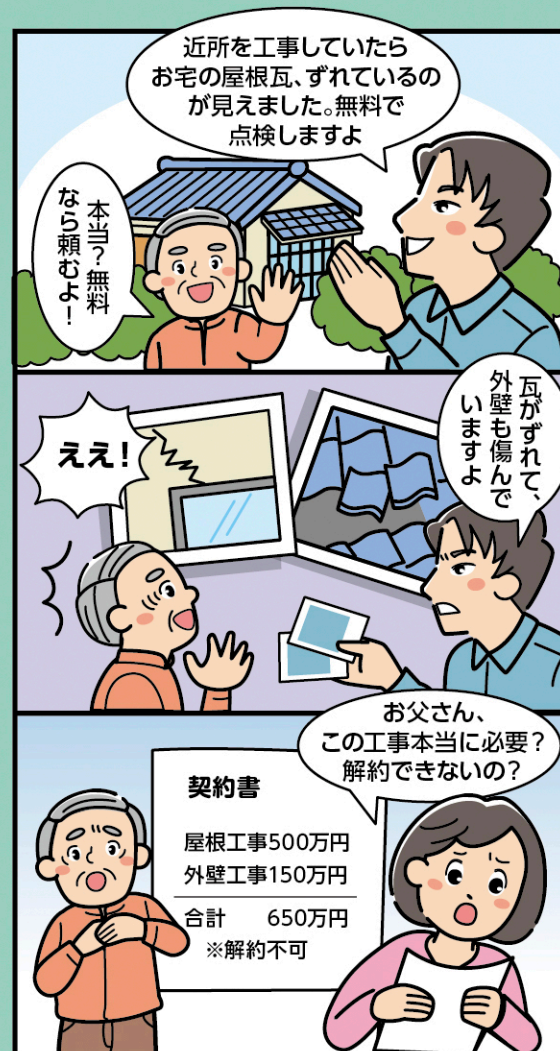


こんな手口

に気をつけて

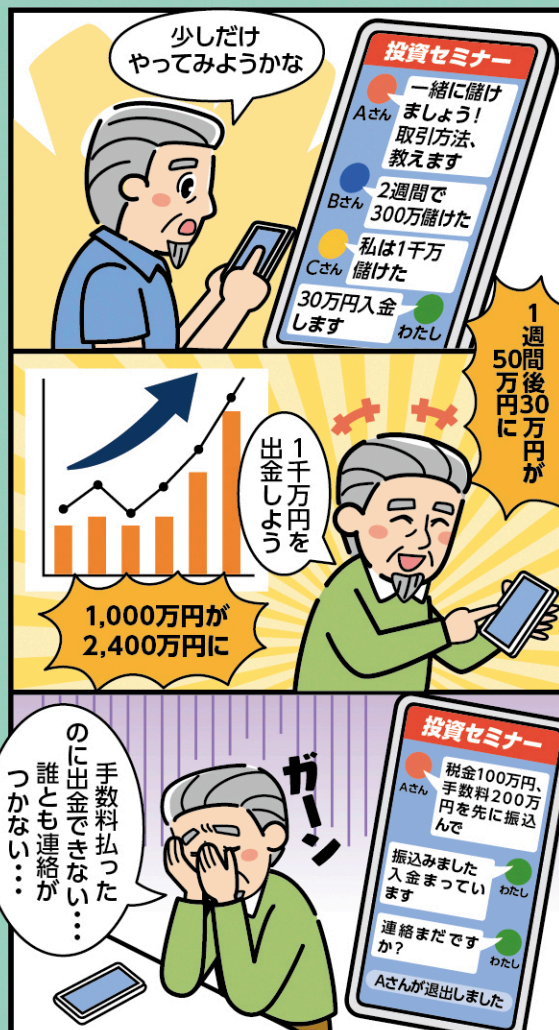


点検商法



- 突然訪れ点検を勧めてくる事業者には、**安易に点検させない**ようにしましょう。
- 契約する前に周りの人にも相談して、複数社から見積もりを取り、工事内容や料金を十分に検討しましょう！（見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を！）
- 普段から**住宅メーカーや施工業者等に緊急時の対応について相談しておく**と安心です。
- 訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日間は**クーリング・オフ（契約の解除）**できます。

詐欺的投資トラブル



- SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上の広告や勧誘に**注意！偽広告、投資詐欺の可能性**があります。
- 確実にもうかる話はありません！**
- 個人名義の口座には**絶対に振り込まない！**
- 金融庁HPで金融商品取引業の登録の有無を確認し、**無登録業者**との取引は行わない！
- マッチングアプリ等で知り合い、恋愛感情や親近感を抱かせながら、各種名目で金銭等をだまし取る**ロマンス詐欺**にもご用心！

お試し購入



- インターネット通販で「1回限り」「トライアル」「回数しぼりなし」などと書いてあっても、定期購入の可能性があります。**支払い総額は？数量は？解約や返品は可能？**など、注文前に**最終確認画面**をよく確認しましょう！
- 広告や最終確認画面は**スクリーンショット（画面撮影）**で保存しておきましょう！
- 特別割引**クーポン**などを利用すると、契約変更されて定期購入になるトラブルも発生していますのでご注意ください！

アナウンスに従って自宅の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

消費生活センターでは、トラブル解決のための助言を行うだけでなく、事業者との交渉のお手伝い(あっせん)や、より適切な窓口の紹介も行います。おかしいと思ったら、早めに相談しましょう。

消費者

消費者
ホットライン

188

消費生活
センター

相談は、相談者自身の被害回復に役立つだけでなく、消費者向け注意情報への活用、事業者の指導・処分、法整備などを通じて、ほかの方への被害拡大を防ぐためにも役立ちます。



兵庫県立消費生活総合センター

ホームページ

<https://www.seiken.server-shared.com/>

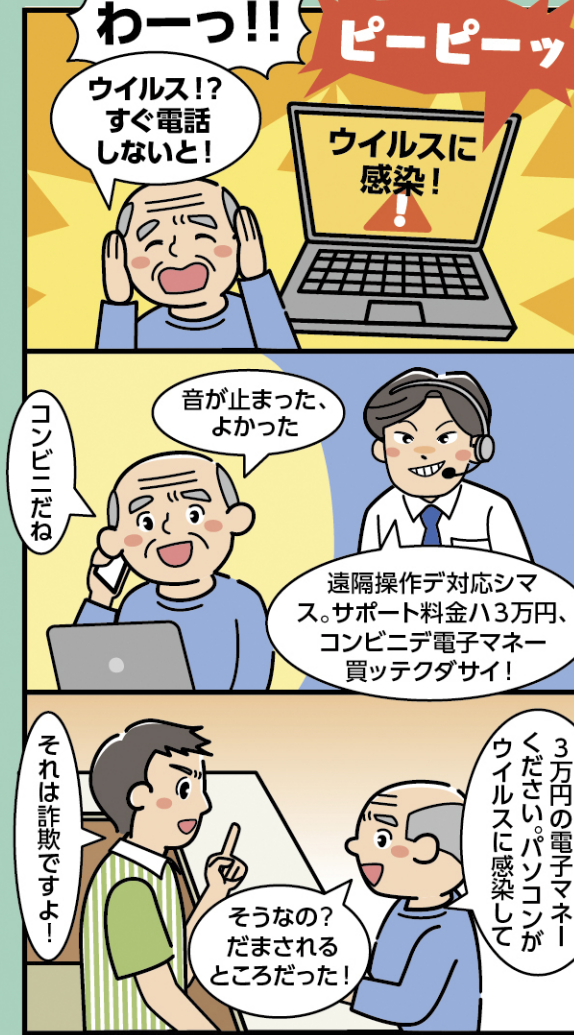
兵庫県立消費生活総合センター

検索



- 不用品を何でも買い取ると勧誘しながら、それらには目もくれず、貴金属を見せるよう強引に迫る悪質な事業者に注意! **きっぱり断り、売りたいくないものは絶対見せない**ことです。
- 依頼をしていないのに、突然家に来て買い取りをすることは法律で禁止されています。
- 買い取りを了承した場合でも、契約書を受け取ってから8日間は**クーリング・オフ(契約の解除)ができます**ので、あきらめずに消費生活センターにご相談ください。

訪問購入



- 実際には異常がないのに、**偽の警告**を表示させ、電話をかけさせる手口です。**絶対に電話をかけないでください!**
- 落ち着いて偽の警告画面を閉じましょう。
- 購入した**電子マネーの番号**を教えることは、**相手にお金を渡すのと同じこと**です。
- 「警告が消えない」「遠隔操作され不安」などの場合は、IPA情報セキュリティ安心相談窓口へご相談ください。
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>
tel.03-5978-7509



サポート詐欺